

赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第46号

赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

赤穂市耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成29年赤穂市訓令甲第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「一般財団法人日本建築防災協会」の次に「(以下「建防協」という。)」を加え、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2004年改訂版又は2012年改訂版）による」を「木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年改訂以後のものに限る。）」に定める」に改め、「精密診断法」の次に「による耐震診断」を加え、同号イ中「一般財団法人日本建築防災協会」を「建防協」に、「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版又は2011年版）による」を「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に定める」に改め、同号ウ中「一般財団法人日本建築防災協会」を「建防協」に、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（2001年版又は2017年改訂版）」を「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（2001年改訂以後のものに限る。）」に改め、同号エ中「一般財団法人日本建築防災協会」を「建防協」に、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（2009年版）」を「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（2009年改訂版）」に改め、同条第7号中「耐震判定委員会」の次に、「(既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価、判定等行う委員会をいう。)」を加え、「評価・判定等」を「評価、判定等」に改め、同条第10号イ中「シェルター等」を「シェルター」に改め、同条第12号中「適合する住宅を」の次に「原則として、同一敷地内で」を加える。

第14条第1項各号中「とき」を「とき。」に改める。

別表第二の1の項中「(一財)日本建築防災協会」を「建防協」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五（第3条関係）

1 住宅耐震改修計画策定費補助

補助事業の 対象経費	補助事業の対象となる住宅（次欄に定める住宅をいう。）の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費。ただし、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。
補助事業の	市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途

対象者	を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたものを所有する者又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族	
補助率	3分の2	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、3万3,000円を限度とする。
	共同住宅	補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は12万円に補助事業の対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあつては、1戸当たり4万円を限度とする。
その他の事項	<p>(1) 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっている、又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</p> <p>(2) 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象者が所有する戸数とする。</p>	

2 住宅耐震改修工事費補助

補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅（次欄の第1号に定める住宅をいう。）の耐震改修工事に要する経費。ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限る、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。
補助事業の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をいずれも満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>(1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたもの（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(2) 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入</p>

	が1,395万円)以下の者	
補助率	5分の4	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」における「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助(改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。
	共同住宅	補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は45万円に補助事業の対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)
その他の事項	<p>(1) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>(2) 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象者が所有する戸数とする。</p> <p>(3) 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次のいずれかの事業者との契約による工事であること。ただし、共同住宅の場合はアの事業者に限る。</p> <p>ア 住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>イ 事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>	

3 簡易耐震改修工事費補助

補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅(次欄の第1号に定める住宅をいう。)の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費(総額50万円以上のものに限る。)。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。
補助事業の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をいずれも満たす兵庫県民(個人)又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>(1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)のうち、次のいずれかに該当する住宅(当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者</p>

	<p>ア 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満のもの</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>(2) 所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円)以下の者</p>
補助率	5分の4
補助金の額	補助事業の対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、3万3,000円とする。
その他の事項	<p>(1) 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上であることが確認できること。</p> <p>(2) 補助事業の対象となる工事は、次のいずれかの事業者との契約による工事であること。</p> <p>ア 住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>イ 事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>

4 屋根軽量化工事費補助

補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅(次欄の第1号に定める住宅をいう。)の同号の表中の屋根の仕様に示す改修工事及びそれに併せて実施する耐震改修工事に要する経費(総額50万円以上のものに限る。)
補助事業の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をいずれも満たす兵庫県民(個人)又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>(1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)のうち、次のいずれかに該当する住宅(当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進</p>

	<p>事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">屋根の仕様</th> <th rowspan="2">上部構造評点</th> </tr> <tr> <th>改修前</th> <th>改修後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>重い屋根</td> <td>軽い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>非常に重い屋根</td> <td>重い屋根</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p>	屋根の仕様		上部構造評点	改修前	改修後	非常に重い屋根	軽い屋根	0.4	重い屋根	軽い屋根	0.5	非常に重い屋根	重い屋根	0.5
屋根の仕様		上部構造評点													
改修前	改修後														
非常に重い屋根	軽い屋根	0.4													
重い屋根	軽い屋根	0.5													
非常に重い屋根	重い屋根	0.5													
補助率	定額														
補助金の額	補助事業の対象経費又は60万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）														
その他の事項	<p>補助事業の対象となる工事は、次の各号のいずれかの事業者との契約による工事であること。</p> <p>(1) 住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>														

5 シェルター型工事費補助

補助事業の対象経費	補助事業の対象となる住宅（次欄の第1号に定める住宅をいう。）におけるシェルター型工事に要する経費（総額50万円以上のものに限る。）
補助事業の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をいずれも満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>(1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたもの（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(2) 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p>
補助率	定額
補助金の額	補助事業の対象経費又は60万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）

6 建替工事費補助

補助事業の対象経費	<p>補助事業の対象者が、第1号に該当する住宅の敷地内において当該住宅を除却し、第2号に定める住宅に建て替える工事に要する経費（総額115万円以上のものに限る。）。ただし、当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅については、当該補助金の額を控除するものとする。</p> <p>(1) 除却する住宅 次に掲げる要件を全て満たす住宅</p> <p>ア 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）</p> <p>イ 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>ウ 安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 建て替える住宅 次に掲げる要件を全て満たす住宅</p> <p>ア 所有者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にないもの。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。</p>
補助事業の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をいずれも満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族</p> <p>(1) 除却する住宅（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者</p> <p>(2) 新たに建築する住宅の所有者</p>

	(3) 所得が1, 200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1, 395万円）以下の者
補助率	定額
補助金の額	115万円

7 防災ベッド等設置費補助

補助事業の 対象経費	補助事業の対象者が実施する防災ベッド等の設置に要する経費（総額10万円以上のものに限る。）
補助事業の 対象者	次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の2親等以内の親族 (1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断されたもの（当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の居住者 (2) 居住者の所得が1, 200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1, 395万円）以下の者
補助率	定額
補助金の額	10万円

様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第7号中「・シェルター型工事費補助」を「・シェルター型工事費補助 ・建替工事費補助 ・防災ベッド等設置費補助」に改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。